

一般廃棄物処理業許可証

住所 荏田町長浜町17番地2

名称 丸屋商事株式会社

氏名 代表取締役 石田 慶三郎

令和6年1月25日 付けて申請のあった一般廃棄物処理業について、茹田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条第2項の規定に基づき、下記の条件を付し許可します。

令和6年4月1日

茹田町長 遠田 孝



記

1. 許可業の種類 一般廃棄物収集運搬業

但し、 し尿を除く

2. 許可番号 第 14 号

3. 許可の期間 令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

4. 許可の条件

- (1) 関係法令及び茹田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例並びにその施行規則の定める事項を遵守すること。
- (2) 業務内容については許可申請書に基づくこと。
- (3) 営業の区域は茹田町全域とする。茹田町外で発生した一般廃棄物を茹田町内に持ち込まないこと。